

# 中期目標・中期計画(素案)

熊 本 大 学

平成 1 5 年 9 月 2 5 日

## 国立大学法人熊本大学の中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>熊本大学は、創設以来地方中核都市に立地する国立の総合大学として充実発展し、その役割を果たしてきた。21世紀に入り、急速なグローバル化が進むとともに、社会からの大学に対する要請も多様化・高度化している。このような状況の中、熊本大学は以下のような理念・目的を掲げ、構成員の力を合わせて世界から評価される大学を目指す。</p> <p>&lt; 理念 &gt;</p> <p>熊本大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献する。</p> <p>&lt; 目的 &gt;</p> <p>個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備え、幅広い専門性を有する人材を育成する。大学院では、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人と研究者を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。</p> <p>高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の豊かな文化遺産の継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。</p> <p>地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化</p>	

<p>の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は平成16年4月1日から平成22年3月31日までとする</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部・研究科等を置くものとする。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標</p> <p>教養教育においては、現代社会を理解するための基本的な社会・文化・人間学的知識の習得を図る。 学士課程においては、現代社会を生きる基礎能力と幅広い専門性を有し、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材を養成する。 大学院（修士課程）においては、学士課程と有機的に連携し、高い専門性を有する高度専門職業人を養成する。 大学院（博士課程）においては、創造性豊かな研究者及び高い専門性と豊かな学識を有する高度専門職業人を養成する。 専門職大学院においては、社会的要請のある特定分野について、高度で専門的な職業能力を有する人材を養成する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 各年度の学生収容定員については、別表のとおりとする。</p> <p>教養教育、学士課程教育及び大学院課程教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>[ 教養教育 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「21世紀熊本大学教養教育プログラム」により、新しい教養教育の目標を設定し到達目標の実現を図る。</li> <li>・教養教育として、現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムを実施する。また、常にカリキュラムの研究を実施し、社会的要請に応じた見直しを図る。</li> </ul> <p>[ 学士課程 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による問題解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。</li> </ul> <p>[ 大学院（修士課程） ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備する。この場合、学部の様態に応じて、学部4年に加え大学院博士前期課程（修士課程）2年の6年のカリキュラムを構築し実施する。</li> <li>・学士課程教育を踏まえ、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。</li> </ul> <p>[ 大学院（博士課程） ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会文化科学研究科：実践的・政策的な課題を解決するための、専門的な理論知識、高度の研究調査能力及び実践的応用能力を修得させる。</li> <li>・自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。</li> <li>・医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。</li> </ul>

卒業後の進路等に関し、主体的な職業選択や高い職業意識を育成するとともに、本学の人材養成の教育の成果・効果を検証し、その結果を大学教育に反映する。

(2) 教育内容等に関する目標

大学の理念・目的及び各学部の教育目標に照応する学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーに基づく施策の充実を図る。

[ 専門職大学院 ]

- ・法曹養成研究科：社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- ・学生が将来の進路を見定めそれを意識しつつ適切に修学を行うために、学生が主体的に進路を選択できる能力の育成を目指す。そのため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育（教養教育を含む）の中に開設するとともに、社会人・企業人等を講師とする講演会・シンポジウム等を開催するなど、職業観を涵養する。
- ・学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップの充実を図るための方策及びその体制を全学的に検討し、構築する。
- ・大学院への進学に関しては、本学では学部から大学院まで有機的連携のもとで高度専門教育を目指していることから、各学部において学生の適性などを踏まえ、適切な進学指導を行う。
- ・専門分野に関連する資格・国家試験等の各種試験の合格者の増加を目指す。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・学士課程及び大学院課程における教育の成果・効果の検証については、自己点検・評価及び大学評価・学位授与機構等の第三者評価を活用する。
- ・授業に関する学生アンケート調査による授業評価を毎年行い、教育の成果・効果を検証する。
- ・卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関するアンケート調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善が図られるような体制を整備する。
- ・外国語教育では TOEFL・TOEIC・英検等の外部試験、情報教育ではシステムアドミニストレーター等の資格試験等の到達目標を定め、その達成度を当該授業の教育成果・効果の検証に活用する。
- ・技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE 等のアクリディテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。
- ・なお、上記の項目を含め、教育の成果・効果の検証に関して、平成 15 年 4 月に設置された大学教育機能開発総合研究センターを中心に、本学のカリキュラム、FD (Faculty Development) ・授業評価、教育システム等の視点から調査研究し、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・アドミッション・ポリシーに応じた学生を受け入れるため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。
- ・社会人や留学生を積極的に受け入れるため、秋季入学制度の拡大など多様な入学者選抜方

人材養成目標に照応する、学士課程 4 年ないし 6 年一貫教育の実現及び教養教育と専門教育の有機的連携を図ることを基本として、各学部ごとに教育目標に即した教育プログラムを開発・充実する。  
大学全体の視点から教養教育の教育課程を編成する。  
情報化や国際化など現代社会の要請に的確に対応できる専門的職業人を養成するための教育課程を柔軟に編成する。

総合的視点から高度・先端の教育研究を推進し、高度専門職業人や研究者を養成するための教育課程を編成する。

理論と実務を架橋する実践的教育に基づき、専門的資質・能力及び質の高い倫理観を備えた法曹を養成するための教育課程を編成する。

法を検討し、可能なものから実施する。

- ・アドミッション・ポリシーを、大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。
- ・大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実を図る。
- ・大学の教育目標=人材養成目標に照応するアドミッション・ポリシーについて、必要に応じ見直しを行う。

教育課程を編成するための具体的方策

[教養教育]

- ・可能な限り多くの教員の参加により、総合大学としての幅広い教養教育機能を効果的に実現する。
- ・英語によるコミュニケーション能力を重視して、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)システムを充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。
- ・急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図る。
- ・少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を円滑に行うため、「共通指導マニュアル」を作成する。
- ・入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育の体制を整備・充実する。
- ・他大学や放送大学との単位互換の枠を拡大する。

[専門教育]

- ・各種資格認定を積極的に活用することにより、教育内容の充実を図る。
- ・各学部が、大学教育機能開発総合研究センターと協力して、各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。
- ・高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング(課題設定・解決型学習)の導入を推進する。
- ・他大学や放送大学との単位互換の枠を拡大する。

[大学院修士課程と博士課程]

- ・大学院の修士課程と博士課程との系統的教育を実現するため、教育内容の配分を調整する。
- ・課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。
- ・国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

[法科大学院]

- ・プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを毎回確認する段階的・系統的な教育課程を編成・実施する。

教育目標を効果的に実現するため、多様な教育方法を実施する。

教育目標を確実に達成するため、適切な成績評価の方法・基準を策定し、実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育の在り方に関する大綱を策定するなど、教育に関する大学の目標を反映する体制を強化する。  
教養教育を大学全体の視点から推進するため、全学の教員が教養教育に参加する体制を構築強化する。

・実践的能力習得のため、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実を図る。

教育方法に関する具体的方策

- ・教育方法の改善を図るため、研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を強化拡充する。
- ・授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。
- ・演習・実習・実験や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、対話型教育の拡充を図る。
- ・すべての授業科目において予習・復習を前提とする授業を展開するため、シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示する。
- ・インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大して、社会との結びつきを強化する。
- ・教育効果を高めるため、TA制度を充実する。
- ・Kumamoto Univ. (KU) online 推進室(仮称)を設置し、総合情報基盤センターや大学教育機能開発総合研究センターとの協力により、情報機器・視聴覚機器を活用したe-learning システムなどの教育方法や教材の開発研究を進め、その成果を教育活動の改善に役立てる。

適切な成績評価に関する具体的方策

- ・授業科目それぞれに教育目標を明示したカリキュラムを作成し、目標の達成度に沿って厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。
- ・日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。
- ・学生にインセンティブを与えるため、学部及び大学院教育における成績や、ボランティアなどの社会活動実績などについて特に優秀な学生を表彰する制度を充実させる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

全学的な教育実施体制を整備するための具体的方策

- ・学長を議長とする大学教育審議会(仮称)を設置し、教育の改善・充実の方策に関する大綱を審議・策定する。具体的方策については、この大綱を踏まえて、副学長を委員長とする大学教育委員会で審議・策定する。
- ・本学の教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心にして、総合大学としての幅広い教育機能を効果的に実現するため、可能な限り多くの教員が教養教育に参加する体制(全学協力体制)を強化する。
- ・大学教育機能開発総合研究センターを中心として、教養教育を含む大学教育に関する調査・研究・開発を行い、実施体制の一層の充実を図る。
- ・大学教育機能開発総合研究センターと大学教育委員会が連携して、大学を取り巻く環境と社会的要請の変化に応じた教養教育プログラムを開発し、現代社会を深く理解できる教養

教育目標の効果的実現のため、適切な教職員の配置等に関する具体的方策を図る。

情報通信技術を活用した教育研究活動、社会貢献、大学運営・事務処理の向上等の課題に対応するため、整備を進めている総合情報環境構想を中心とする高度情報化キャンパスの構築を図る。

学生の学習環境を整備するために、電子化をはじめとする図書館機能の一層の充実を図る。

教育活動の評価方法を開発・実施し、評価結果を教育の質の改善につなげるシステムを構築する。

- ・豊かな人間性、高い倫理観、社会的行動力を備えた人材の育成を目指して、教養教育実施体制を強化する。
- ・大学教育機能開発総合研究センターと大学教育委員会の主導のもと、教養教育カリキュラムを見直し、整備する。

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。
- ・教職員の人事の運用については、男女共同参画社会実現の趣旨を踏まえて、性別にかかわらず、すべての教職員がその個性と能力を十分に発揮することができるように、ジェンダー間の適正なバランスに配慮する。
- ・教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教師（教員）の積極的な採用方針を検討し、促進する。
- ・教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科で検討し、可能な部局から整備する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策。

- ・視聴覚教育機器及び情報端末の整備を計画的に進める。
- ・総合情報基盤センターが中心になって、計算機支援用教育システムを開発し、遠隔教育や遠隔操作による実験が可能になる計画を推進する。
- ・総合情報基盤センターと附属図書館の連携のもと、貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。
- ・電子ジャーナルやデータベースの整備・拡充、学内研究成果のデータベース化と公開、マルチメディア資料及び設備の充実、電子的文献検索の充実等、図書館機能全般の一層の電子化を推進する。
- ・閲覧座席の増設や情報端末コーナーの設置を含めて大幅なスペースの拡張を図る。また、図書館機能を見直し、生涯学習の場として、社会人が利用しやすい環境を整える。
- ・学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書を充実させる。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育活動の一環として、現在、各学部が主体となって行っている学生による授業評価制度について、大学教育機能開発総合研究センターを中心に、全学的な授業評価制度を確立する。この場合、熊本大学学務情報システム（SOSEKI）を全学的な授業評価のために用いることを検討し、促進する。  
熊本大学学務情報システム（SOSEKI）：データウェアハウスの概念により、学籍参照や履修の登録・確認、成績の入力・参照、シラバスの作成・参照、掲示通知・閲覧など、学生、教員、事務担当それぞれの立場に応じた処理が可能なシステム。
- ・大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して組織と個人の両面にわたり「教育活動評価」や「学生による授業評価」の結果の有効活用等について調査・研究を行い、本学の「教育活動評価方法」を開発し、授業方法等の質の改善・向上を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

学生の学習活動をスタッフ面、設備面、情報面から支えるために、学習環境や学習相談・助言等の支援体制を整備・充実する。

学生が充実し安全で健康的な学生生活を送るための支援体制を整備・充実する。

・大学教育機能開発総合研究センターは、大学評価・学位授与機構等の第三者による評価の結果についての対応を支援し、学部と連携して教育活動の質の改善・向上を図る。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・大学教育機能開発総合研究センターが中心となり、教材や新しい学習指導方法について調査・研究・開発を行う。
- ・FD委員会と大学教育機能開発総合研究センターが連携して、FD講演会及びシンポジウムを継続的に実施し、教員の一層の意識改革を図る。
- ・FD活動の経験交流・情報交換をさらに充実させ、授業方法の改善に資する。

学内共同教育等に関する具体的方策

- ・生涯学習教育研究センターと総合情報基盤センターが連携して、e-learningが可能となる情報環境を中期目標期間内に整備する。生涯学習プログラム情報を学生にも発信し、社会とリンクした知識の習得に役立てる。
- ・生涯学習教育プログラムが、企業や官公庁などで自己啓発として評価されるよう、行政や企業・団体と協議し、充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生の学習環境や学習相談・助言等の支援体制の整備・充実等に関する具体的方策

- ・クラス担任、チューター、TAに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科に最適な方策により学習相談や履修指導を強化する。
- ・学務情報システム(SOSEKI)の機能拡充に努めるとともに、自立的学習支援面におけるシステム開発を推進する。
- ・総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム(Web-CT、e-learning) 全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。
- ・学生の自習室や談話室の充実を努める。

学生のメンタルケアを含めた健康管理・生活相談体制の充実等に関する具体的方策

- ・クラス担任、学生生活指導教員、オフィスアワー等を整備し、各学部・研究科における生活相談・指導体制を強化する。
- ・学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処できる体制を構築する。特にメンタルケアにおいては、臨床心理士によるカウンセリング体制の強化に努める。
- ・保健管理センターとの連携により学生の健康診断を充実し、受診率を向上させる。
- ・実験・実習等における危険物取り扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策についての安全衛生・健康教育を充実し、危険防止や健康障害防止に努める。
- ・セクハラ防止対策のための相談、広報、講演会等をさらに充実させる。
- ・安全なるキャンパス確保のための夜間警備や広報活動を強化し、火災予防のための防火訓

<p>学生が卒業後希望した進路に進み活躍することができるように、就職支援体制を整備・拡充する。</p> <p>学生が学業に専念できるように、経済的支援を推進する。</p> <p>学生の社会性向上のための施策を充実する。</p> <p>社会人、留学生等については、生活支援等における配慮を行うよう努める。</p>	<p>練や防火査察を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。</li> </ul> <p>就職支援体制の整備・充実に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員等による就職支援体制の整備、就職情報誌の発行、教職員の企業訪問、卒業生による職場紹介等の広報活動を積極的に推進する。</li> <li>・就職支援課を設置し、全学的就職支援体制を充実強化する。</li> <li>・全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会、企業訪問、企業説明会等を企画し、実施する。</li> </ul> <p>学生の経済的支援の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、企業、自治体、同窓会等との連携により新規奨学金制度を開拓する。</li> <li>・授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。</li> <li>・TA,RA 制度並びに科学研究費等の外部資金や学長裁量経費を充実させることにより、大学院生に対する支援を強化する。</li> </ul> <p>学生の社会性向上のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動等の社会的活動を奨励する。</li> <li>・サークル活動に対する支援を強化する。</li> <li>・学内業務に学生を積極的に参加させるシステムを構築する。</li> <li>・優れた社会的活動等に対する表彰制度を積極的に推進する。</li> </ul> <p>社会人学生及び留学生等に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習スペースの拡充に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。</li> <li>・外国人留学生に対する英語による授業をさらに拡充する。</li> <li>・国際交流会館の拡充、企業等の社員寮等の借り受け促進など、留学生の宿舎確保に努める。</li> <li>・熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。</li> </ul>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>「人の命・人と自然・人と社会」の科学を先鋭に営むために、基礎科学と応用科学の有機的連携のもと、「生命科学」、「自然科学」、「人文社会科学」及び「学際・複合・新領域」とその周辺領域の最も実力のある分野において先導的研究を目指すとともに、地域的特性をも考慮して、熊本大学特有の基盤的・萌芽的研究や技術開発を積極的に推進す</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎科学から応用科学にわたり、独創性のある基盤的、萌芽的研究を推進するとともに、新領域開拓に挑戦し、学際的研究を推進する。</li> <li>・地域と連携した研究や多くの有用な知的財産の創出に繋がる実用的な研究を推進する。</li> </ul> <p>大学として重点的に取り組む領域</p>

<p>る。</p> <p>研究による知的成果を社会の要請に応えるべく多様な形で社会に還元する。</p> <p>研究の水準・成果について積極的に社会に公表し、検証を行う。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 世界最高水準の研究を全学的に推進するために、学長がリーダーシップを発揮できる実効的な研究推進体制を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局横断的又は特化された研究として推進する学問領域を、「生命科学」、「自然科学」、「人文社会科学」及び「学際・複合・新領域」の4領域とし、この領域で本学が重点的に支援する研究を「拠点形成研究」と位置付け、21世紀COEプログラムに既に採択されたプロジェクト研究とともに推進する。</li> <li>・生命科学における発生・遺伝学、移植再建医学、感染・免疫学などの先端分野、自然科学における情報・環境、ナノテクノロジー・材料などの先端分野、人文社会科学における文化学、社会公共政策学などの先端分野及び学際・複合・新領域における先端分野を大学として重点的に推進する。</li> <li>・生命資源研究・支援センター、エイズ学研究センター、衝撃・極限環境研究センター、発生医学研究センター、沿岸域環境科学教育研究センターなどの研究センターにおける研究を重点的に推進する。</li> </ul> <p>成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の成果を実用化に結びつけ社会に還元するよう産学マッチングファンド等による産学連携を推進するとともに、COE拠点においても研究成果の技術移転、人材育成面を含めて積極的に社会との連携を図る。</li> <li>・先導的研究に関する公開シンポジウムを定期的開催するとともに、研究者総覧などのデータベースを常に最新の状態で更新し、ホームページで公開する。</li> <li>・知的財産創生推進本部が、知的財産の組織的な創出、管理及び活用を推進し、大学主催の知的財産公開シンポジウムを定期的開催する。</li> <li>・生涯学習教育研究センターをはじめ各研究組織が主体となり、研究の成果を基に、地域社会のニーズを的確に捉えつつ研究会等を通じ地域の課題等に対処する。</li> </ul> <p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究内容、研究費の獲得額、各分野の論文の発表数などをまとめた研究成果年報及びホームページを作成し、学内外の研究者に公表する。</li> <li>・拠点形成研究についてはワークショップなどを定期的開催し、研究水準の検証を行う。</li> </ul> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 研究に関し学長のリーダーシップを発揮できるような研究体制整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長のリーダーシップを発揮できるような研究推進体制として整備された研究戦略会議と研究推進本部の一層の充実を図る。</li> <li>・研究戦略会議は、拠点形成研究の創生、支援及び評価等を行う。</li> <li>・研究推進本部は、拠点形成研究に関する情報の収集、研究創生のコーディネート並びに支援策の提案及び推進を行う。</li> <li>・研究戦略に全学的に取り組むため、各部局にも研究戦略会議、研究推進本部的役割の組織などを整備し、学長主導による研究体制を補完する。</li> <li>・各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため設置した「大学院先導機構」を充実し、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。</li> </ul>
---	---

知的財産の創出・取得・管理及び活用を戦略的に実施する。

世界最高水準の基礎研究及び応用研究並びに若手研究者の独創的・萌芽的研究を積極的に推進するために、研究活動を適切に評価し、その結果を質の向上につなげるための体制を構築する。

#### 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

#### 学内研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・研究戦略会議が、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

#### 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・研究戦略会議等での基本方針決定を受けて研究推進本部では、重点研究のプロジェクト推進を図るため研究設備・研究環境の充実を図る。
- ・本学の共用スペースを積極的に活用し、民間等との大型プロジェクト創生を行うとともに民間等研究員を積極的に受け入れ、3～5年の期間で研究成果を社会に還元する。
- ・生命資源研究・支援センターが中心となり、科学分野の設備の整備・活用を推進する。
- ・総合情報基盤センターが中心となり、情報設備等の活用・整備を行う。

#### 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・知的財産創生推進本部と研究推進本部とが有機的に連携しつつ、知的財産の創出を推進する。
- ・インキュベーション施設やサテライトベンチャービジネスラボラトリーにおいて起業化を指向した研究を積極的に支援し、リエゾンオフィスとTLO等との一体的運用により知的財産を取得し、技術移転を推進する。
- ・東京にリエゾンオフィスを開設し、知的財産の活用を推進する。
- ・大学知的財産本部整備事業を通して、共同研究、発明届出、技術移転及び大学発ベンチャーの創出を行う。

#### 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・大学評価委員会において、研究活動に関する自己点検・評価、外部評価又は第三者評価を実施する。
- ・拠点形成研究については、外部評価を踏まえて、研究戦略会議・研究推進本部が評価し、その後の支援の在り方に反映させる。
- ・学長は、各評価結果を踏まえ、その改善策を策定し、所要の措置を講ずる。

#### 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・研究戦略会議、研究推進本部を通して、大学として、全国共同研究、学内共同研究を推進するための方策を検討・実施するとともに、熊本大学主導の公開セミナー、公開シンポジウム等を積極的に開催する。

<p>卓越した研究を推進できる附置研究所の早期設置を目指す。</p> <p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>地域との連携を深め、地域における教育研究の中核的機能を果たすことを通して、地域文化の向上、産業の振興、地域課題の解決に寄与する。</p> <p>国外も視野に入れた産学官連携研究を積極的に推進するとともに、国際的・国内的レベルで大学間及び研究者間の交流を促進する。</p>	<p>学部・研究科・附置研究所等に関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設について附置研究所への転換を図る。</li> </ul> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熊本大学 LINK 構想」(熊本大学と熊本県(県庁、学校、企業等)の情報ネットワークを接続し、熊本大学の資源を地域に活用する構想)に基づき、地域のニーズに照らしながら、熊本大学が持つ人的・物的資源及び研究成果を駆使し、「地域課題解決」、「教育(人材養成)」、「産業振興」及び「環境保全」の4つの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で推進する。</li> <li>・社会との連携協力を推進する生涯学習教育研究センター、地域共同研究センター、地域連携フォーラム等の学内の諸組織を整備し、機能強化を図り、活動を活発にする。</li> <li>・学内における地域連携の窓口を整備する。</li> <li>・大学院生を中心に社会人学生の受け入れを推進し、受け入れ体制の整備を行う。</li> <li>・小学校・中学校・高等学校に対する教育研究協力を積極的に推進し、大学と初等・中等教育との連携を強化する。</li> <li>・社会に開かれた大学を目指して、社会人が授業を聴講する授業開放科目を拡大する。</li> <li>・国や自治体の委員会等への委員の派遣、相談事業の実施、専門的な知識や技術の提供を行い、社会の課題解決に対する支援を行う。</li> <li>・既に公開されている五高記念館等の歴史的文化施設を整備し、地域文化の向上に貢献する。</li> <li>・本学への放送大学熊本学習センターの誘致を検討し、学内外の合意が得られれば実施する。</li> </ul> <p>産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産創生推進本部の機能を強化し、関連施設等の活動を活発にするとともに、熊本TLO、JST(科学技術振興事業団)及びRSP(地域研究開発拠点支援事業)など学外の諸機関との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究等の拡充、技術移転を促進する。</li> </ul> <p>地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県内の公私立大学との連携により、地域全体の教育水準の向上に努めるとともに、地域特有の課題に対する研究を共同で推進する。</li> </ul> <p>諸外国の大学等との留学生交流を含めた教育研究上の交流及び教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学間、部局間の国際交流協定校数の拡大と交流内容の拡充を図る。</li> <li>・外国の研究機関、研究組織との共同研究を推進する。</li> <li>・アジアを中心として増大する高度専門職業人への教育研究需要に応える体制を整備する。</li> <li>・国際交流推進委員会の活動を強化するとともに、留学生センター及び各部局の受け入れ体制の整</li> </ul>
---	---

( 2 ) 附属病院に関する目標

医療サービスの向上と患者本位の診療体制を構築する。  
附属病院経営を効率化して、財政基盤を健全化する。  
大学の附属病院としての機能を果たすべく、大学における  
病院の位置付けを見直す。  
情報技術( I T )を導入し、附属病院業務の効率化を図る。

附属病院は、患者に対して高度医療を提供するとともに、  
「教育病院」として優れた医療人を育成するための機能を

備を図り、外国人研究者及び外国人留学生の受け入れを推進する。  
・教育研究上の交流とともに国際的視野を身に付けさせるため、派遣体制の整備を図り、教職員、  
学生の海外派遣を推進する。  
・ JICA における活動への協力などを通して、アジア地域等における技術指導、技術移転を  
推進する。

( 2 ) 附属病院に関する目標を達成するための措置

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・ 医療サービスの質的向上のため、病院内全部署を対象とした ISO9001 の認証を大学病院  
として全国で初めて取得した。よって、マネジメント面から、常に安全管理体制を点検・  
改善し患者満足度を高める。
- ・ 医療事故防止委員会、医療安全管理部、ジェネラルリスクマネージャーのシステムを中心  
として、職員に対し患者本位の考え方と安全管理・危機管理の心構えを徹底させる講習会  
を定期的に行い、医療サービスの向上を図る。
- ・ 患者個人のプライバシー保護に努める。
- ・ 医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する医療カウンセリング室(仮称)を  
設置する。
- ・ 患者の自立支援やメンタルヘルスをサポートするためのボランティア体制を整備する。
- ・ 各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップ  
の下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な  
体制を構築する。
- ・ 地域社会のニーズに迅速に対応するため、外部評価委員や有識者からなるアドバイザリー  
カウンシルを定期的開催し、その提言等を病院運営に反映させる。
- ・ 病院の機能性、収益性、研究先進性、社会への貢献度及び良医の育成について、積極的に  
自己評価、外部評価を行い、それを組織改革に反映する。
- ・ 中期目標期間中について、病床稼働率 90%以上、平均在院日数 25 日以内を実現・維持  
し、質の高い医療を行うとともに経営の効率化を図る。
- ・ 地域社会に必要とされる不採算部門については、これを外部評価委員と相談の上、積極的  
に支援する。
- ・ 附属病院の収入について、中期目標期間中に平成 15 年度と比較して 3%の増収を図る。
- ・ 他の学部・大学院・センター等との協力・連携組織としての機能を強化するため、医学部  
附属病院を大学附属病院として位置付けることについて見直しを進める。
- ・ 附属病院の機能を強化するため、中央診療棟、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積  
極的に推進するとともに、これらの効率的な運用を図る。
- ・ 附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有  
化を図り、病院業務の効率化を推進する。

良質な医療人養成の具体的方策

- ・ 「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科(部)、地

強化する。

附属病院として、積極的に先端的医療の開発と臨床への導入を推進する。  
先導的な基礎研究の成果を臨床応用につなげ、技術移転を可能にする研究拠点を整備する。

附属病院として社会ニーズに迅速に対応し、適切な管理運営ができるように、トップマネジメントのリーダーシップを確立できる体制を構築する。  
附属病院の効率的な運営を図り、診療支援体制を強化する。

域の臨床教育研修関連施設等と連携して、以下の方策を通して良質な医療人を養成する。  
医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育と一貫した視点から推進する。  
平成 16 年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成 18 年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、積極的に研修プログラムの管理・運営を行う。またマッチングシステム（研修医公募選択方式）へも率先して参加し、研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を行う。  
指導医の育成を積極的に推進するため、学内教育ワークショップや関連病院も含めての研修指導医研修ワークショップを定期的開催する。  
研究会やセミナーを定期的に企画・開催する。  
・薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用の実践を行うとともに、病院内の医療従事者に対する医薬品の安全管理への支援を強化する。

研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・免疫感染防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する病院の予算・人員を優先的に配分・配置し、臨床応用への導入を推進する。
- ・中期目標期間中に 5 件の高度先進医療の承認を受ける。
- ・先進医療開発研究経費を先端医療支援センターに配分してきたが、今後は競争的研究資金や外部資金を取得することにより、更に充実させる。
- ・重点領域に対応して、エイズ新薬、組織・細胞移植治療、神経再生、遺伝子診断・治療、不登校・ひきこもり・睡眠障害の治療開発について先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」(仮称)を設置し、これらの先端的治療の臨床応用と普及を目指す。
- ・先端的医療（免疫感染防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療）及び科学的メンタルヘルスクエアを含む脳神経外科学に係る患者を支援するカウンセリングケアを強化する。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・病院長の専任制に向けて、リーダーとしての明確な位置付け、予算配分権・人事裁量権の確立等について広く検討を行い、これを推進する。
- ・病院長の職務を補佐するため、副病院長ポストとして、医療教育、先端的医療開発、危機管理、診療・地域連携、経営の担当をそれぞれ配置する。
- ・病院職員の流動性を高め、優れた人員を確保して、インセンティブを与えるための組織作り、指導體制を明確にする。特に社会が必要とする部門については、積極的に人員配置及び予算配分を行えるマネジメント体制の構築を目指す。
- ・従来の診療支援業務の整理・合理化を進めるため、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床

附属病院は地域社会における中核的医療機関として、地域の医療機関に対し診療支援を行い、相互の連携を強化する。

(3) 附属学校に関する目標

附属学校は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育又は保育を行うとともに、教育学部の教育計画に沿った、教育の実践に関する研究及び実証を行う。さらに、教育学部学生への適正な教育実習及びその指導の充実を図る。

教育学部との連携・協力の強化を図る。

附属学校の運営の強化を図る。

県教育委員会との人事交流の推進を図る。

工学技士など、病院全体の業務に係る医療技術職員の管理運営体制を構築する。

- ・大診療科体制に移行して、責任者として任期のある診療部長を置き、診療科の枠にとらわれず、積極的な人員・予算運用を図ることが出来る体制の構築を目指す。
- ・看護部においては、管理者のマネジメント能力を高め、管理運営体制を強化して、効率的で安全な看護体制、病棟管理のシステムを構築する。また、看護部長、副看護部長、看護師長などについては他大学や他病院との研修を実施する。
- ・医療事務については、各種研修会を実施し、職員を養成するとともに、病院事務に精通した職員の採用を目指す。

その他地域連携等に関する具体的方策

- ・地域医療連携センターにおいては、地域医療機関との連携を強化し、地域社会へ貢献する。
- ・高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。
- ・地域連携医療をサポートするため、診療録の電子化と共有化を推進する。
- ・遠隔地域に対しては、画像診断支援システムを導入し、またヘリコプター等による遠隔地からの患者収容を積極的に行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・附属学校教員と教育学部教員とによる交流会を設けるなど、教育学部との連携を構築し、教育の実践等に関する研究、教育実習及びその指導に関する研究を共同で行う。
- ・社会変化に対応すべく教育方法の改善を図りつつ、自然体験活動教育、社会体験活動教育、IT教育等の充実を図るため、指導協力者の積極的招聘を行う。

学校運営の改善に関する具体的方策

- ・附属学校の運営強化を図るべく、教育学部・附属学校(園)連携委員会(仮称)の設置を図るとともに、教育体制、支援体制の充実を図るため、学校評議員等を含めた協議の場を設けて具体的方策を講じる。
- ・熊本県の動向を踏まえつつ、1学級の児童・生徒の定員を35人に改訂すべく検討し、実現を図る。
- ・種々の学校安全管理面に関するハード面の整備及びソフト面の安全管理体制の見直しを図るとともに、安全管理計画の策定を図る。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・附属学校が目指す教育研究を達成するため、入学者選抜においては、学力・適性能力等の総合的な視点で選考する方策を講じる。

公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・県教育委員会と連携し、教員の研修並びに適正な教員人事交流を図る。

<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標 学長がリーダーシップや経営手腕を発揮できる機動的な運営体制を構築するため、役員会を中心とした施策立案機能を強化するとともに、施策立案、審議、執行及び評価（監査）のシステムを確立する。</p> <p>大学運営の効果的・機動的な実施を図るため、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の位置付け、機能並びに審議事項の明確化を図るとともに、部局長を中心とした部局運営体制を整備する。</p> <p>大学の理念・目標の実現を通して社会的に高い評価を受けるため、学長のリーダーシップにより限られた学内資源を戦略的に配分する仕組みを整える。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長のリーダーシップの下、役員会において不断の検証を踏まえつつ経営戦略・経営方針を確立する。</li> <li>・役員会は、監事による監査及び大学評価委員会の評価を踏まえ、施策の達成状況を自ら検証し、その結果を次期の施策立案に反映させる。</li> </ul> <p>運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人運営を効果的・機動的に行うため、施策の企画・立案を行う体制と審議機関の役割分担を明確にするとともに、効率の審議が可能となるような仕組みを構築する。</li> <li>・企画立案機能の強化を図るため、学長補佐体制を充実する。</li> <li>・役員会と部局等との意思疎通を図り、円滑な大学運営に資するため、役員、部局長、事務局長による部局長等連絡会議（仮称）を設置し、施策立案及び執行に関する全学的調整を行う。</li> <li>・各部局選出委員で構成する委員会のうち、全学的視点からの審議を必要とする委員会の委員は、部局長又は副部局長とするなど、学部運営と連携可能な構成とする。</li> <li>・大学運営の主要課題に応じて、理事の職務分担、委員会等の見直しを行えるような仕組みを構築する。</li> </ul> <p>部局長等を中心とした機動的・戦略的な部局等の運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部局長及び副部局長等による部局運営会議を設置し、部局長のリーダーシップの下、部局の運営業務について施策立案等を行う。</li> <li>・効率的な部局運営を図るため、教授会の審議事項、代議員会の役割の明確化を図るとともに、各種委員会の整備を行う。</li> </ul> <p>教員、事務職員、医療・技術職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会等には必要に応じて関係の職員を構成員として加え、教員と職員の協力連携による大学・学部の一体的運営を図る。</li> </ul> <p>全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長のリーダーシップに基づき、財源の確保や評価結果を踏まえ、全学的な方針により適正かつ戦略的に学内資源を配分する。特に、人的資源については、柔軟な組織編成や重点配分を図る観点から、学長が一定数を確保できるシステムを整備する。</li> </ul> <p>学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営協議会に起用する学外者については、教育界、経済界、行政、地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。</li> <li>・法務に関する外部の専門家を役員に登用するなど、本学における法務面の強化を図る。</li> </ul>
---	--

<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 「国立大学法人熊本大学の将来像」に基づき、教育研究組織の見直しを段階的に進める。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標 教育活動、研究活動及び地域・国際貢献などにおいて、本学の個性を発揮しうるように中長期的な人事計画を策定し、重点分野に効果的な人材配置を行う。 非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事制度を構築する。</p>	<p>内部監査機能の充実に関する具体的方策 ・内部監査機能の充実を図るため、監査室（仮称）を設置するなど監査体制を整備する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 ・教育研究組織については、3～6年の周期で、その目的・目標に沿った教育研究が行われているかを検証し、見直し・再編を行うシステムを構築する。 教育研究組織の編成・見直しの方向性 ・「国立大学法人熊本大学の将来像」に基づき、以下の取組を行う。 博士レベルの人材養成を目的とする生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院の整備充実を図る。 社会の要請への機動的対応と、大学院教育との有機的連携を視野に入れた学部等の再編・統合について検討を行い、学内の合意を得つつ必要な整備を行う。 主として研究を目的とする学内共同教育研究施設のうち、生命資源研究・支援センター、エイズ学研究センター、衝撃・極限環境研究センター、発生医学研究センター、沿岸域環境科学教育研究センターについては時限的な組織とし、社会的要請や研究の動向等を踏まえつつ再編・統合について検討し、必要な整備を行う。 平成15年度より医学薬学大学院において実施している「研究部・教育部」組織をモデルとして、各学部、研究科の必要に応じて教員の再編成を行い、教員を大学院（研究部）に所属させることを検討し、学内合意を得つつ導入を図る。 ・既存の修士課程レベルの教育については、社会の現実的なニーズに対応した教育研究組織の整備を進める。 ・社会的要請のある特定分野において、高度の専門的知識・技能を修得させる専門職大学院の設置を検討し、整備する。 ・医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。</p> <p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 ・教員定員の約10%を全学的に運用し、大学全体の人事方針に基づく適正な人事を行う体制を構築する。</p> <p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ・教職員の公平・公正な評価制度を確立し、併せて評価を処遇に反映させるシステムの構築を図る。</p> <p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 ・外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、短時間勤務による雇用及び任期付雇用などが可能な人事制度を構築する。</p>
---	--

<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>効率的・効果的運営の観点から事務組織を再編成するとともに、業務のスリム化、効率化、合理化等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携推進及び責務相反の観点を踏まえ、兼業・兼職制度を構築する。</li> <li>・プロジェクト研究に任期付で雇用する研究員、研究支援職員など、職務内容や専門性を考慮した多様な職種を設定する。</li> <li>・サバティカル研修制度等の導入について検討し、学内の合意を得つつ早期に実現する。</li> </ul> <p>任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、任期制を2つの学内共同教育研究施設に導入しているが、他の教育研究組織においても検討し、任期制が有効な組織については導入する。</li> <li>・教員の選考は原則公募制とする。</li> </ul> <p>外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、公募先を外国まで広げるなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。</li> <li>・平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく人材本位の採用を進める。</li> </ul> <p>職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として九州地区の国立大学法人共通試験による採用を基本とし、法務、国際、産学連携、施設等の専門性の高い職種については資格取得者の採用など、本学独自の基準で採用する制度を構築する。</li> <li>・職員の資質の向上及び専門性の高度化の観点から、職員のキャリアアップのための研修方法等の確立、大学経営等に関する大学院課程への進学及び他大学等との計画的人事交流を積極的に推進する。</li> </ul> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>事務組織の機能・編成等の見直しに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容、業務量、業務の流れなどの分析・整理を行い、事務組織を「企画」、「執行・管理」、「サービス」の3つの柱を念頭に、それぞれの業務に効果的に対応できる組織に再構築する。</li> <li>・業務内容を見直し、職員、臨時職員、派遣社員など職別の適切な人員配置を行う。</li> <li>・組織ごと(部・課・係単位)の目標に基づいた評価制度の構築を図る。</li> </ul> <p>複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員採用試験の実施、職員に対する研修の実施等、各大学共通の事項については、国立大学法人が共同で業務処理にあたれるよう、システムの構築を図る。</li> </ul> <p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理のマニュアル化を促進し、費用対効果を勘案の上、特定業務についての業者委託</li> </ul>
---	---

	<p>や人材派遣の活用等、アウトソーシングを積極的に推進する。</p> <p>各種事務処理の効率化・簡素化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITを活用した諸手続及び各種事務処理の電子化を進める。</li> <li>・事務の効率化・簡素化を図るため、各種事務処理内容を見直す。</li> </ul>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 科学研究費補助金などの外部研究資金の獲得や研究成果の知的財産化に努め、自己収入の増加を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 業務全体を通じて管理的経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 資産の効果的な運用・管理に努める。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学研究費補助金、受託研究、共同研究、奨学寄附金など外部資金を、中期目標期間中に、平成15年度比で25%の増加を目指す。</li> <li>・科学研究費補助金（文部科学省・日本学術振興会など）、各種団体の補助金・助成金への申請件数及び採択件数の増加を図る。</li> <li>・知的財産創生推進本部において、知的財産を組織的に創出・取得・管理・活用し、熊本TLO等を通じてのロイヤリティ収入及び大学発ベンチャー企業の創出等による収入増を図る。</li> <li>・知的財産創生推進本部において産業界との連携を密にし、学外の研究者との交流を活性化させ、受託研究及び共同研究の増加を図る。</li> <li>・研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、企業等からの外部資金の増加を図る。</li> </ul> <p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯学習教育研究センター」を中心として、「生涯学習プログラム」を作成し、公開講座等による収入増を図る。</li> <li>・遺伝子改変マウスの供給等について、ホームページなどの整備により情報発信に努め、国内外からの委託件数を増加させる。</li> </ul> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知文書、会議資料等の電子化を進めるとともに、情報の共有化による業務の効率化を図る。</li> <li>・運営業務を全般的に見直し、アウトソーシングを活用した効率的な運営を行い、管理経費を抑制する。</li> <li>・研究機器及び事務機器等の共同利用の促進による経費抑制を図る。</li> </ul> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産の効率的・効果的な運用を図るための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・建物は大学の基礎的財産として位置付け、一元的に管理するとともに、管理・利用状況を定期的に点検し、適正な保全と効率的な運用を図る。</li> </ul>

<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標          本学における諸活動全般について自己点検・評価を行い、積極的に改善を図る。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標          社会に対して積極的に大学情報の公開・提供を図る。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置          自己点検・評価の改善に関する具体的方策          ・大学評価委員会において、本学の全組織における教育活動、研究活動、地域・国際貢献活動に関する自己点検・評価及び全教員に関する個人活動の評価をそれぞれ3年に1回程度実施するとともに、その結果をホームページなどを通じて公表する。また、評価対象についても社会の要請等を踏まえて見直しを行う。          ・自己点検・評価を行う際には、学生、社会人等の意見を取り入れる仕組みを導入する。          ・評価のための情報を集積するため、部局ごとにデータウェアハウスを構築し、全学的にデータを集約するシステムを構築する。          ・教育、研究、地域・国際貢献、個人等の活動に関するデータを収録した熊本大学年報の整備に努め、本学における評価に活用する。</p> <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策          ・大学評価委員会が評価結果を踏まえ、各組織に改善策を提案し、各組織は所要の改善策を実施する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置          大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策          ・本学の教育活動、研究活動、地域・国際貢献活動等に関する情報の一元的な収集・管理・発信体制を構築するとともに、英語・中国語・ハングル(語)パンフレット、ホームページ等の改善・充実により国際社会へ向けた適切な情報発信を行う。          ・広報誌(熊大通信:年4回発行)の企画・編集に学生を参画させ内容の充実を図るとともに、配付先の拡大を図り、積極的に本学の情報発信に努める。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標          世界的水準の教育研究拠点としての施設設備を整備するとともに、豊かなキャンパスづくりを推進する。          施設マネジメント体制を確立し、長期的な視点に立った計画的な施設整備・維持管理を行い、施設設備の有効活用を図る。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置          施設設備の整備に関する具体的方策          ・施設整備の長期構想(マスタープラン)を策定し計画的な整備を行う。          ・教育研究活動の進展に伴う施設の陳腐化・狭隘化及び経年による老朽化の解消を図るため、既存施設の活用状況の点検・評価に基づく大規模改修、新增築を計画的に実施する。          ・PFI方式や寄付金等の民間資金導入による施設整備を推進するとともに、既に契約済みのPFI事業については確実に実施する。          ・施設整備・維持管理に当たっては、ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮する。</p> <p>施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策          ・既存施設の整備実態、利用状況に関する点検調査を定期的実施し、長期的な視点に立つ</p>

<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制を整備するとともに、学生等の安全確保に努める。</p>	<p>たスペースの有効活用を図るための施設マネジメントシステムを構築することで、教育研究活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図り、適切な維持保全を行う。</li> <li>・伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。</li> </ul> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生管理に関する規則及び体制を整備し、安全な教育・研究環境の整備充実に努める。</li> <li>・R I 及び有害物質等の取扱いに関する管理の充実に努める。</li> <li>・教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。</li> </ul> <p>学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理の整備及び安全教育の実施等を通じ、学生等の安全確保に努める。</li> <li>・実験・実習等における危険物取り扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生・健康教育を充実し、危険防止や健康障害防止に努める。</li> <li>・附属学校(園)の園児・児童・生徒に対する安全の確保に努める。</li> </ul>
---	--

中期目標		中期計画	
別表（学部、研究科等）		別表（収容定員）	
学 部	文学部 教育学部 法学部 理学部 医学部 薬学部 工学部	平 成 16 年 度	文学部 710 人 教育学部 1,220 人 (うち教員養成に係る分野 980 人) 法学部 930 人 理学部 760 人 医学部 744 人 (うち医師養成に係る分野 600 人) 薬学部 360 人 工学部 2,230 人
研 究 科	文学研究科 教育学研究科 法学研究科 法曹養成研究科 医学研究科 薬学研究科 社会文化科学研究科 自然科学研究科		文学研究科 84 人 (うち修士課程 84 人) 教育学研究科 94 人 (うち修士課程 94 人) 法学研究科 54 人 (うち修士課程 54 人) 法曹養成研究科 30 人 (うち法曹養成課程 30 人) 医学研究科 162 人 (うち博士課程 162 人) 医学教育部 216 人 〔うち修士課程 40 人〕 〔博士課程 176 人〕 薬学研究科 11 人 (うち博士課程 11 人) 薬学教育部 200 人 〔うち博士前期課程 138 人〕 〔博士後期課程 62 人〕 社会文化科学研究科 24 人 (うち博士課程 24 人) 自然科学研究科 827 人 〔うち博士前期課程 620 人〕 〔博士後期課程 207 人〕
研 究 部	医学薬学研究部		
教 育 部	医学教育部 薬学教育部		
併 設 短 期 大 学	医療技術短期大学部 ・看護学科 ・診療放射線技術学科 ・衛生技術学科		医療技術短期大学部 320 人 〔・看護学科 160 人〕 〔・診療放射線技術学科 80 人〕 〔・衛生技術学科 80 人〕

平成17年度	文学部	700人	
	教育学部	1,200人	(うち教員養成に係る分野 960人)
	法学部	900人	
	理学部	760人	
	医学部	888人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	薬学部	360人	
	工学部	2,220人	
	文学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	法学研究科	45人	(うち修士課程 45人)
	法曹養成研究科	60人	(うち法曹養成課程 60人)
	医学研究科	81人	(うち博士課程 81人)
	医学教育部	304人	[うち修士課程 40人 博士課程 264人]
	薬学教育部	231人	[うち博士前期課程 138人 博士後期課程 93人]
	社会文化科学研究科	24人	(うち博士課程 24人)
	自然科学研究科	827人	[うち博士前期課程 620人 博士後期課程 207人]
	医療技術短期大学部	160人	[・看護学科 80人 ・診療放射線技術学科 40人 ・衛生技術学科 40人]

	平成	文学部	700人	
		教育学部	1,180人	(うち教員養成に係る分野 940人)
	18年	法学部	880人	
		理学部	760人	
	度	医学部	1,048人	(うち医師養成に係る分野 600人)
		薬学部	360人	
		工学部	2,220人	
		文学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
		教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
		法学研究科	45人	(うち修士課程 45人)
		法曹養成研究科	90人	(うち法曹養成課程 90人)
		医学教育部	392人	{ うち修士課程 40人 博士課程 352人 }
		薬学教育部	231人	{ うち博士前期課程 138人 博士後期課程 93人 }
		社会文化科学研究科	24人	(うち博士課程 24人)
		自然科学研究科	827人	{ うち博士前期課程 620人 博士後期課程 207人 }

平成19年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,208人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	薬学部	360人	
	工学部	2,220人	
	文学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	法学研究科	45人	(うち修士課程 45人)
	法曹養成研究科	90人	(うち法曹養成課程 90人)
	医学教育部	392人	[うち修士課程 40人 博士課程 352人]
	薬学教育部	231人	[うち博士前期課程 138人 博士後期課程 93人]
	社会文化科学研究科	24人	(うち博士課程 24人)
	自然科学研究科	827人	[うち博士前期課程 620人 博士後期課程 207人]

平成20年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,208人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	薬学部	360人	
	工学部	2,220人	
	文学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	法学研究科	45人	(うち修士課程 45人)
	法曹養成研究科	90人	(うち法曹養成課程 90人)
	医学教育部	392人	(うち修士課程 40人 博士課程 352人)
	薬学教育部	231人	(うち博士前期課程 138人 博士後期課程 93人)
	社会文化科学研究科	24人	(うち博士課程 24人)
自然科学研究科	827人	(うち博士前期課程 620人 博士後期課程 207人)	

平成21年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,208人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	薬学部	360人	
	工学部	2,220人	
	文学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	法学研究科	45人	(うち修士課程 45人)
	法曹養成研究科	90人	(うち法曹養成課程 90人)
	医学教育部	392人	{ うち修士課程 40人 博士課程 352人 }
	薬学教育部	231人	{ うち博士前期課程 138人 博士後期課程 93人 }
	社会文化科学研究科	24人	(うち博士課程 24人)
	自然科学研究科	827人	{ うち博士前期課程 620人 博士後期課程 207人 }